

第3回流山市補助金等審議会会議録

- 1 開催日時 平成28年11月16日(水) 午前9時30分から
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階304会議室
- 3 出席委員 山口会長、西村副会長、川勝委員、廣田委員、光川委員、大久保委員、中村委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員
 - ・商工振興課 金子経済振興部次長兼商工振興課長、柳課長補佐、小野係長、稲村主任主事
 - ・農業振興課 安蒜農業振興課長、秋元課長補佐、寺門係長
 - ・事務局 福吉財政調整課長補佐、加茂副主査、岩井主事、加藤臨時職員
- 6 傍聴者 1名
- 7 議 題
 - (1) 対象補助金のヒアリング(2日目)
 - ① 高年齢者等雇用促進奨励金(商工振興課)
 - ② 障害者職場実習奨励金(商工振興課)
 - ③ 商業振興共同施設設置等事業費補助金(商工振興課)
 - ④ 商店街空き店舗有効活用事業等補助金(商工振興課)
 - ⑤ ポイントカード事業補助金(商工振興課)
 - ⑥ 農林水産業の振興に関する補助金(保全管理水田維持管理事業奨励金)(農業振興課)
 - ⑦ 農林水産業の振興に関する補助金(都市農業振興促進事業費)(農業振興課)
 - ⑧ 農業近代化資金利子補給金(農業振興課)
 - ⑨ 農林水産業の振興に関する補助金(米飯給食における地産地消推進事業)(農業振興課)
 - ⑩ 農業振興資金利子補給金(農業振興課)
 - (2) その他
- 8 配付資料

- (1) ヒアリング日程表
- (2) 平成29年度補助金一覧（差し替え分）

開 議 9時28分

(山口会長)

ただいまから、第3回流山市補助金等審議会を開催いたします。

本日の会議は、出席7名、全員出席ですので、会議は成立していることをご報告します。

また、本審議会は、公開といたしておりますので、あらかじめご了解願います。

本日も各課のヒアリングを行います。

日程表にありますとおり、本日は、2課・10件の補助金についてヒアリングを行います。

時間に限りがございますので、進行についてご協力をお願いいたします。

はじめに、事務局から配付資料等について説明をお願いします。

(事務局)

本日、財政部長と課長が平成29年度予算編成査定のため欠席させていただきます。

本日の配付資料、日程表にありますとおり、ヒアリング2日目で商工振興課、農業振興課の10件をヒアリングする予定です。

配布資料に、前回ヒアリングを行ったコミュニティ課の実行プランの差替えがあります。

「自治会館掲示版設置補助金」の根拠規則、要綱等が抜けているというご指摘を受け、訂正しました。

「自治会館維持管理費（大規模修繕・冷暖房機器設置）補助金」は、平成28年度見込みの件数が誤りだったため、8件に修正しました。

次に、前回ヒアリングを行った障害者支援課「障害者福祉施設整備事業補助金」は、川勝委員から前回の説明で不明な点があるというご指摘がありました。平成28年度と平成29年度の要求に、1,500万円と1億2,000万円という大きな開きがありましたので、その理由を資料として担当課が作成しました。

「障害者福祉施設整備事業補助金」と「就労支援施設利用者負担助成金」の実行プランは、補助金の推移が平成28年度見込で予算額と決算額が同じ金額になっていましたので、予算額の修正をしました。

以上です。

(山口会長)

障害者支援課の実行プラン、障害者自立支援法が障害者総合支援法に訂正されていません。

(事務局)

すみません、訂正いたします。

(山口会長)

それでは、ヒアリングを開始します。

最初の課を呼んで下さい。

【商工振興課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングにご出席いただきありがとうございます。

それでは、商工振興課に係る補助金のヒアリングを行います。よろしくお願いいたします。

はじめに、「高年齢者等雇用促進奨励金」について、平成29年度予算要求において、「補助金の概要」「増額した理由」、そして「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等についてを中心に、簡潔に説明をお願いいたします。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(金子商工振興課長)

高年齢者等雇用促進奨励金事業につきましては、厚生労働省から、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、事業主に高年齢者雇用確保措置を講じるよう義務付けたことから、それを実施する事業主が増加し、働く意欲のある高年齢者の雇用も増加しています。

また、高年齢者等、障害者を含む就職困難者を雇用した事業主に、国が支給する特定就職困難者雇用開発助成金を活用する事業主も増え、本市の高年齢者等雇用促進奨励金は、この助成金活用後、継続して雇用した場合に、市がさらに1年間支給するもので、年度ごとに増減はありますが、現状、増加傾向にあります。

平成28年度の状況については、事業所による助成金の活用状況を国、ハローワークに確認したところ、平成27年度並みの申請件数が予想されていることから、平成29年度の予算においても平成27年度の決算ベースで計上し、円滑な対応に努めるため、増額予算計上となったものです。

(山口会長)

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(川勝委員)

算出基準は、人数×事業数で算出するものだと思いますが、37か月の内容がわかりません。

(西村副会長)

この算出では、増加する要因がわかりません。

企業数が増えたのか、対象者が増えたのかわかりません。

(小野係長)

企業数は、増えていませんが、雇用期間によって国の助成期間後の申請のため、年度途中の月数の支払いになり、雇用期間によってまちまちになります。

(西村副会長)

補助件数は、事業所数なのですか。

(金子商工振興課長)

算出基準は、詳しく記載する必要があったかと思います。

平成27年度の実績は、6社555,000円の決算でした。

(西村副会長)

増額の要因は、何ですか。

(金子商工振興課長)

毎年、足りない場合は、予備費や流用で対応していましたが、年々増加しています。前年実績から足りないことが想定されたため、今回、増額の予算計上をしました。

(山口会長)

平成27年度555,000円の実績が分かる積算内訳を要求したいと思います。

(金子商工振興課長)

はい、わかりました。

(山口会長)

では、次に「障害者職場実習奨励金」の説明をお願いします。

(金子商工振興課長)

障害者職場実習奨励金事業につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律改正に伴い、障害者雇用率制度の整備などにより、障害者の受け入れを考える企業が増え、職場実習の実施を行う企業も増加の傾向にあることから、平成27年度予算に対し、8件分増の18件分として予算計上したものです。

(山口会長)

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(川勝委員)

平成27年度の18は、人数の実績ですか。

(金子商工振興課長)

流山高等学園の生徒がほとんどですが、企業が生徒を受け入れ、6日以上実習した場合に奨励金を出しています。

6月、10月、2月に学校から職場実習した企業の連絡があり、市から企業へ案内をします。

平成27年度は、対象が市内2社と市外16社、合計18社です。

(小野係長)

1社2人のときもありますが、平成27年度は、1社1人で、人数と事業者数が同じでした。

(金子商工振興課長)

平成26年度は、市内1社、市外9社、平成25年度は、市内9社、市外11社で、件数のばらつきがあります。

この奨励金は、案内をすると辞退する企業があります。辞退の主な理由は、2つです。1つは、実習の受け入れは、障害者雇用の整備や問題点が実習を行うことで得ら

れるので奨励金目的ではないこと、もう1つは、手続きが面倒で金額が少額のため辞退する企業があります。

辞退する企業は、予測がつかないため、実績で予算要求しました。

(山口会長)

平成27年度の実績相当を要求したいということですか。

(金子商工振興課長)

はい、そうです。

(川勝委員)

積算は、企業に払うのでどこに何人分という書き方ではないでしょうか。

(山口会長)

こちらも、実績が分かる積算内訳を要求したいと思います。

(金子商工振興課長)

はい、わかりました。

(山口会長)

では、次に「商業振興共同施設設置等事業費補助金」の説明をお願いします。

(金子商工振興課長)

商業振興共同施設設置等事業費補助金交付要綱では、商業環境の整備によって商業の振興及び市民の利便の向上に寄与するため、商業団体が実施する商業振興共同施設設置等事業に要する経費に対し補助するものとなっています。

平成29年度におきましては、補助金調査票、算出基準に記載のとおり、3件の事前協議を頂いております。

まずは、松ヶ丘商店会による街路灯のLED化工事、16基を予定しております。事業費は、3,456,000円で、千葉県、流山市、商店会がそれぞれ3分の1負担する予定となっております。

次に、初石駅前商店会における、6台の防犯カメラの設置工事が予定されています。平成28年1月10日の夜に、西初石の市道で女性が車にはねられて死亡する痛ましい事故がおきました。車はそのまま逃走し、ひき逃げ事件となりました。これを重く見た商店会では、流山警察署からの要請を受け、商業環境の整備として防犯カメラの設置を計画しました。事業費は、583,092円で、千葉県、流山市、商店会がそれぞれ3分の1負担する予定となっております。

最後に、江戸川台学園通り昭和会による、街路灯39基の修理工事です。既存の街路灯は、平成2年に建てられたものであり、四半世紀が経過したことから、腐食等が顕著となったため修繕を要することとなったものです。事業費は、741,960円で、10分の3の222,000円を流山市が負担し、残りの519,960円を商店会が負担します。

以上3件で、1,568,000円となったため、昨年度より増額することとなりました。

(山口会長)

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(西村副会長)

ホームページを見ると商業振興共同施設設置等事業には、街路灯の設置は、ありますが防犯カメラの設置は書いていません。方向転換があったのですか。

(金子商工振興課長)

防犯カメラの設置は、今回で3か所目です。

ホームページの件は、至急確認して、改正後の要綱に訂正します。

(柳課長補佐)

数年前から国も防犯カメラの重要性を積極的に推進しています。

市内15商店会のうち2商店会がすでに防犯カメラを設置しています。国のまちづくり補助金を使い、昨年、設置工事が終了しました。

千葉県の地域商業活性化事業補助金の中に防犯カメラの設置が追加されましたので、昨年度、流山市の商業振興共同施設設置等事業費補助金交付要綱の補助金の対象に防犯カメラを追加しました。

(西村副会長)

街路灯のLED化が一段落したから防犯カメラの設置に移行したのですか。

(柳課長補佐)

そうではありません。社会的な要請が多いからです。

(山口会長)

国の補助金で防犯カメラを設置した2商店会と今回は、何が違うのですか。

(柳課長補佐)

国の臨時措置で平成26年度の当初予算、平成26年度の補正予算に限るものでした。

(山口会長)

では、次に「商店街空き店舗有効活用事業等補助金」の説明をお願いします。

(金子商工振興課長)

商店街空き店舗有効活用事業等補助金につきましては、商店街の活性化を図るため、商業団体等が行う商店街空き店舗有効活用事業及び商業活性化アドバイザー派遣事業に対して補助を行うものです。

現在、流山市は、国の産業競争力法の施行に伴い、国から創業支援事業計画の認定を受け、流山商工会議所を特定支援事業者として創業支援事業に取り組んでいます。商工会議所では、創業スクールを開催しています。

流山市では、平成27年度より、ママ向け超実践型創業スクールに取り組んでいます。今年度、第1期で13名の方が受講され、10月6日から開催したスクールには、18名が受講されています。

また、創業に係る窓口相談も増えていることから、この機運を確かなものとするため、流山市商店街空き店舗有効活用事業等補助金の対象者に新規創業者を加え、商店街空き店舗の活用を促し、商店会の活性化を図るために本年4月に要綱改正を行った

ところです。

なお、今回、平成29年度新規創業2件分については、創業窓口相談の中で相談を受けたもので、既に事前協議を進めている案件であり、平成29年度4月からの空き店舗活用について具体化していくものです。

(山口会長)

それでは、各委員から質問等あれば、お願いします。

(川勝委員)

創業者とは個人ですか。

(金子商工振興課長)

創業5年未満の者、個人も法人も対象です。

(西村副会長)

どこの商店街ですか。

(金子商工振興課長)

まだ、検討中ですが、流山ヨーカドー近くの空き店舗、南流山のコープ野村近くの空き店舗です。

(山口会長)

事業計画は、出ているのですか。

(柳課長補佐)

事業計画の前に、事前協議の前の事前協議で、商工会議所の経営指導員とこの事業の継続性等々を検討し、最終的な事前協議に至るまでの準備をしています。

(西村副会長)

どんな業種ですか。

(金子商工振興課長)

南流山は飲食、もうひとつは不動産業です。

(西村副会長)

既に補助金を出しているところは、どのようなところですか。

(金子商工振興課長)

シェアオフィス・トリストという東京の企業を誘致して、東京まで通わなくても流山のお母さん達がそこで仕事ができ、子育ての時間も有効に使うことができます。

(西村副会長)

創業とは、新規開業のことですか。

(金子商工振興課長)

新規開業のことです。

(山口会長)

商店会に入らなければならないのですか。

(金子商工振興課長)

創業は商店会を通さなくてもできますが、商店会に報告するようにお願いしています。

創業でない場合も空き店舗を使えますので、その場合は、商店会を通して申請してもらいます。

(西村副会長)

本店があり、その支店を出したい場合は、対象になりますか。

(金子商工振興課長)

対象にはなりません。

(山口会長)

では、次に「ポイントカード事業補助金」の説明をお願いします。

(金子商工振興課長)

C評価だったポイントカード事業補助金は、平成27年12月24日付けの補助金等審議会答申を受け、検討を重ねたところ、当該事業補助金につきましては、予算要求しないこととしました。

(山口会長)

当審議会の答申を受け、検討頂きありがとうございます。イオンと提携して工夫されているようです。

(西村副会長)

ながぼんの加盟店が増えない原因は、何ですか。

(金子商工振興課長)

店舗側の負担があり、カードを通す機械が毎月3,000円かかります。商業協同組合が2分の1補助で1,500円負担にし、店舗数を増やす努力をしていますが、増えていません。

他に色々なポイントカードがあることや利用すると店舗の負担が2円かかるなど店舗の理解が得られません。

イベント等に職員も参加したり、商工会議所が各店舗をまわって加入のお願いをしていますが、理解を得られない状況です。

(西村副会長)

高齢者が免許返納すると2,000ポイントもらえる制度は、どうですか。

(金子商工振興課長)

高齢者の免許返納については、数が伸びています。

(柳課長補佐)

流山ながぼん WAON カードについては、全国500を超えるイオンでも販売し、イオンが12月にプレス発表して流山ご当地 WAON として販売します。

(山口会長)

地域の活性化は必要なことですので、引き続きよろしくをお願いします。

では、次にC評価だった「商業振興共同施設設置等事業費補助金」の説明をお願いします。

(金子商工振興課長)

市内には街路灯を所有する商店会は15団体ございます。この内、LED化を行った

団体は10団体です。

また、防犯カメラを設置している団体は、2団体です。

街路灯等の商業環境を整備することにより、商業環境の向上による商店会の活性化及び消費者並びに地域住民の利便性、安心安全なまちづくりに貢献しているものと考えています。

したがって、当該事業は、商業環境の整備、促進を図るもので、商業の振興及び市民の利便性、快適性に大きく寄与するものであり、当該補助金は必要であると考えています。

なお、昨年、補助金等審議会からご指摘のあった街路灯の撤去に対する補助金については、平成29年度より補助金対象事業から外すことで、現在要綱改正を進めています。

(山口会長)

私どもの指摘を受け、検討していただきました。

ありがとうございました。

以上でヒアリングを終了します。

【商工振興課 退室】

【農業振興課 入室】

(山口会長)

本日は、お忙しい中を、ヒアリングに出席いただきありがとうございます。

それでは、農業振興課に係る補助金のヒアリングを行います。よろしく願いいたします。

はじめに、「農林水産業の振興に関する補助金(保全管理水田維持管理事業奨励金)」について、平成29年度予算要求において、「補助金の概要」「増額した理由」、そして「補助金の公益性、公平性、必要性、効果、適切性」等についてを中心に、簡潔に説明をお願いいたします。

その後に、私たちから質問を行いたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

(安蒜農業振興課長)

保全管理水田維持管理事業奨励金は、病虫害の発生の抑制や不法投棄等を防止するとともに、水田が持つ貯水機能等や良好な景観としての役割を維持するものです。

このため、年2回の草刈りを実施し、その費用の一部として奨励金を支出するものです。

水田の保全管理の経緯は、国の政策による減反政策に端を発し、現在も水稻の生産調整数量目標を国から県を經由して示されていることから、水稻の出荷制限をしています。水田の一部が使用できない状況ですが、いつでも使える状態で保全管理することが目的です。

今後の見通しにつきましては、平成30年産米からは水稻の生産調整数量目標は、国から自主的に考えるよう示されているため、水田の保全管理は今後も継続して実施

しなければならぬと考えております。

また、公益性につきましても、貯水機能や良好な景観維持という点からも新川耕地の維持は必要と考えます。

これを行うことにより、消費者の皆様にも的確な米の提供と生産者の貯水維持ができることから、公益性、公平性、必要性があると思っております。

増額の理由は、農業者の高齢化が大きな問題になっており、担い手不足から水田耕作ができない農家が増えてきています。このため、市では水田の貸し借りによって水田耕作ができないか話をしていますが、その中でも保全管理をしていかなければならない水田が多く出てきているため、今回の増額となりました。

対象農業者数は、245人、対象筆数は、508筆、対象面積は、372,894㎡
1筆平均面積は、734㎡となり以前よりも若干増えました。

(山口会長)

平成30年から自主的にというのは、どのような内容ですか。

(安蒜課長)

主食用米については、人口の減少や子供たちのご飯離れ等により、毎年8万トンが消費されなくなってきていることから、米余り状態であるため国が減反政策をとっています。

これは、平成29年度まで行いますが、平成30年度からは、国の指導ではなく自主的に生産者が今の状況を把握し生産調整を行うべきとの指導が国から出ています。

(川勝委員)

補助件数4の内訳は、何ですか。

(安蒜課長)

新川土地改良区、流山土地改良区、東部土地改良区、富士川土地改良区です。

(西村副委員長)

補助している場所は、ずっと同じで、個人の所有で荒廃地ではないのですか。このような所は個人の責任で管理すべきと思いますが、どのように考えていますか。

(安蒜課長)

個人では草刈りなどできない部分があるため、委託により管理することがあります。これに費用がかかり、その一部を補助するものです。この部分の草刈りをやらないと虫等が発生し、周りで耕作している人に迷惑がかかるため、必要な事業です。

(西村副委員長)

市街地の空き家対策と同じではないですか。住む人がいなくなれば家も壊すし、草も生えるし、土地の所有者がやるべきことではないですか。

(安蒜課長)

市街地の場合は土地活用が色々ありますが、水田の場合は調整区域のため土地活用の制限があり転用できないので、保全管理が必要だと思います。

(川勝委員)

何がきっかけでこの補助が始まったのですか。農家が米を作っても余ってしまい、

国の減反政策があり不耕作地が出た結果だと思えます。今は状況が変わってきている中で、遊休水田の管理というのはわかりますが、市の考えとして将来的に有効活用するために補助するというならともかく、現状維持していただけなら、いつまで補助を続けるのですか。

(安蒜課長)

新川耕地、以前は有料道路だった所の西側に水稲を作って保全していますが、高齢化によって耕作できないという情報があります。畑作はできないが、水稲はできるという農家を集約して、新川耕地全体を水稲生産組合のような形でやっていければという理想があります。

そのためには、水田は水田として保持していかないと難しいと思えます。

新川耕地の東側は、水田に木が生えている状態です。西側は、そこまで荒廃していませんので、いつでも水田として使える保全をし、水稲をメインとしている農家を集約し、できれば全部を法人化し、70haの大きな面積で採れたものを学校給食にするなど、今後進めていきたいと思えます。

個人の田んぼの保全だけでとどまらず、水稲産地として残せばよいと思えます。

(山口会長)

この審議会で平成26年10月の答申の時にはA評価で妥当であるとしながらも、農業政策全般に亘っての見直しを要望していますが、これまでどのような見直し改善を検討したのですか。

(安蒜課長)

新川耕地で、緑肥栽培により蓮華の種を蒔いて化学肥料を減らしながら米を作り、草刈りでは、マメ科のつる性植物を植えて下草を抑制する取り組みを試験的にやるなどしています。

(山口会長)

市の農業基本指針の次の改正は、いつですか。

(安蒜課長)

平成26年2月に改正されておりますので、次の改正は決まっていますが、都市計画のマスタープランが平成31年に見直されるので、それを受けてどうなるかというところです。

(山口会長)

市としてよい方向に検討していただきたい。

(中村委員)

法人化などの計画は、具体的には何年後ぐらいに実行できるのですか。どのぐらいのスパンで考えているのかがはっきりしないと、今の理想を達成することはできないと思えます。

(安蒜課長)

平成30年と考えています。保全管理も併せ、用地を集積して生産していきたいと思えます。新川耕地で1ha、2ha単位でやっている農家に蓮華を植える緑肥栽培

をお願いしています。そこを発端に30から40haにまとめ生産組合のようなかたちで動き始める年を平成30年と見越して準備しています。

(山口会長)

次に、「農林水産業の振興に関する補助金（都市農業振興促進事業費）」について説明をお願いします。

(安蒜課長)

平成29年度から新設した事業です。平成27年度までの高品質農産物生産事業と苺生産促進事業の2事業を本年5月にできた都市農業振興基本計画の中に付随する事業として統合し、作物の露地栽培、施設栽培、水稻栽培等における品質向上に係る事業としてまとめました。

流山市の農産物には色々なものがあり、本市で生産される多くの農産物の品質向上に向けた取り組みとしてこの補助を活用していき、農業所得の向上につなげたいと考えています。

(山口会長)

質問があったらお願いします。

(川勝委員)

前年と中身的には全く同じです。統合ということであれば何かが合理化され、何かが効率化されなければ意味がありません。新規性での合理化、効率化の2点について伺います。

(安蒜課長)

本市の特産品、高品質のネギ、イチゴ、水稻に限っていたものを統合することにより枠を広げます。

特産物は枝豆やほうれん草がありますが、今までは土壌消毒だけが使えました。地産地消で学校給食に使用する枝豆、ほうれん草、大根、カブなどの品質向上に向けた振興促進に枠を広げます。

(川勝委員)

品種や規模とかに限らず、都市農業という大きな枠の中で考えていくということですか。

(安蒜課長)

はい。

枝豆共進会、ほうれん草共進会があり品質向上のため、生産量が多いものに広げていきたいと思います。

(川勝委員)

品種ごとに目標を定めてやらなければいけないと思いますが、市の数値目標はありますか。

(安蒜課長)

日照不足など条件が違ってくるので数値で目標を立てるのは難しいです。品質の向上であればできると思います。

(川勝委員)

数値というのは例として言ったままで、何らかのプランがあった上でやらないと振興策にならないと思います。

(西村副委員長)

流山と言ったらネギとか枝豆とかなるように、何か特定の物、流山ブランドを作るような気持ちで考えなければいけないと思います。

(安蒜課長)

スーパーなどに野菜が出回ったとき、流山とは出ません。東ねた帯にJAとうかつとなっています。

市場出しの数は多くありません。地元の直売所やスーパーの地元産コーナーに出しています。

松戸のアジサイネギや野田の枝豆は、ブランド名で売れます。流山ではブランド名に負けない品質の物を作っていかなければと思います。

(西村副委員長)

「かしわで」のような直売所は、できないのですか。

(安蒜課長)

年間売り上げで5千万円程度ないと「かしわで」のような直売所は、難しいと思います。

3品買うお客さんが5品買うように高品質を揃えることが、流山の段階だと思います。

(山口会長)

補助先はどこですか。

(安蒜課長)

生産者ですが、農協がまとめ生産者に分配します。

(山口会長)

これまで、イチゴやねぎだけの補助で他からの不満などはありませんでしたか。

(安蒜課長)

土壌消毒の部分で補助をしているので不満などは聞いていません。

(山口会長)

2事業を統合した理由がわかりにくいです。

(川勝委員)

平成28年5月に都市農業振興基本計画ができたので2事業を統合しようと考えたのですか。

(安蒜課長)

都市農業振興基本計画にのっている支援に対してまとめました。

(山口会長)

次に、「農業近代化資金利子補給金」について説明をお願いします。

(安蒜課長)

農業近代化資金利子補給金は、千葉県の農業近代化資金融資を利用したときに、利子を補給する事業です。平成27年度までは該当者がいないため、枠取りで1,000円の予算計上でした。平成28年度に1件借りることになり、今回の増額予算の計上となりました。

増額理由は、認定農業者がイチゴの施設栽培の規模拡大を図ることを目的に資金融資を受けたもので、融資額は、約260㎡の栽培用施設3棟、約60㎡の育苗用施設1棟、顧客用の駐車場等の整備を含め1,800万円です。

それに対する利子補給分です。

(山口会長)

これは、実際に借入れをされた方に対して利子補給するものですね。

(安蒜課長)

はい、そうです。

(山口会長)

次に、「農林水産業の振興に関する補助金（米飯給食における地産地消推進事業）」について説明をお願いします。

(安蒜課長)

米飯給食における地産地消推進事業は、平成22年度から学校給食等に市内産のお米を供給するものです。学校教育課の資料によると、児童・生徒数が平成28年度より769名増えることが想定されており、それに伴って教職員数も50名増えると考えられることから、今回増額の予算計上となりました。

(山口会長)

人口増に伴って生徒数が増えているのでその分の増額ということですね。

(安蒜課長)

その通りです。

(西村副会長)

調査票の算出基準の算式に人数が出てきません。前回と比較するときにはわかりません。

(川勝委員)

人数が増えたということですから、米の消費量156,000kgの部分がが増えて単価4,600円は変わっていないということですか。

(安蒜課長)

はいそうです。

平成27年度の実績で平成29年度の単価を算出し、人数については見込みで算出しました。

別に算出した資料がありますので提出します。

(山口会長)

人口増に伴い学校も増えたことで生徒数が増え、それに伴い必要なお米が増えて156,000kgになったと理解はできます。

(安蒜課長)

平成27年度の実績が出ているので、この数字をもとに平成29年度の見込みを計算します。生徒数の見込みに、消費率の実績を考慮して算定しています。

(川勝委員)

一般流通価格が18,000円/俵で、JAの買取価格が12,000円/俵となっていますが、4,600円というのはその差額を埋めるためということですか。

(安蒜課長)

学校給食に300円/kgで契約しています。ただし、農家からの買い取りはもっと安い値段です。その分を補填するものです。

(川勝委員)

地産地消の目的でこの事業は行っていますね。

農業振興課が補填しなくても、自然な流れで市内農家の米を買ってもらうことはできないのですか。補助はいつまで必要なのかという疑問があります。

(安蒜課長)

この事業は食育の面を考えても必要だと考えています。

今は、学校給食に必要な156,000kgを確保するためには補助が必要です。

(川勝委員)

6年間やってきて普及は定着したと思いますが、補助がないと必要数を確保できないのですか。

(安蒜課長)

難しいと思います。

(川勝委員)

この事業の目的は流山産のお米を食べてもらうということで、6年も経てば自動的に確保されるのではないですか。

(安蒜課長)

生産者も高く買ってくれるところと安いところがあれば、高く買ってくれるところに売りたいと思うはずですが、生産者にとっては収入が大事なので、事業の内容は理解しても、買い取り価格は重要です。そうすると現状では補助が必要であると考えます。

(山口会長)

流山市の置かれている農業の現状は難しいところがあり、これについてはいろいろな意見があります。この事業もいつまでも続けるというわけではなく、期限を設けるなど長期的に検討していく必要があると思います。

(安蒜課長)

永久的にというわけではなく、タイミングを見過ごさないように常に見直しを行い、今現在は必要ですが、ずっとという話ではありません。

ただし、補助額の4,600円を検証していく必要はあります。

(山口会長)

では、次に「農業振興資金利子補給金」の説明をお願いします。

(安蒜課長)

農業振興資金利子補給金は、平成28年度からの新しい事業です。

来年度を見込んで予算計上しています。

貸付の継続分5件合計7,940,000円に対して2.4%の利子補給と来年度見込まれる新規分に対しての利子補給です。

(西村副会長)

算出基準で新規の補助がなぜ2分の1なのですか。

(安蒜課長)

継続は、1年間分ですが、新規は、年度途中からになるため半年分で積算しました。

(山口会長)

先程の農業近代化資金は、ビニールハウス等でしたが、農業振興資金は、どのようなものが融資対象ですか。

(秋元課長補佐)

今回、借りた方は、ビニールハウス、農業機械の購入です。

先程の農業近代化資金と農業振興資金の違いは、貸付限度額です。農業近代化資金は、1,800万円、農業振興資金は、600万円です。

農業近代化資金を借り、ビニールハウス4棟建てた方は、2,000万円の事業費に対して1,800万円の上限まで借りました。

600万円以内の方は、農業振興資金を借りました。

(山口会長)

農業をしている方は、誰でも借りられるのですか。

(秋元課長補佐)

はい、そうです。

(安蒜課長)

融資が受けられるのは、講習会等の育成事業、施設等の費用、経営安定のための運転資金、その他災害復旧の4項目です。

(山口会長)

平成28年度からの開始ですが、今までは、どうしていたのですか。

(安蒜課長)

農協から農業者用のローンを借りていました。

(山口会長)

他市は、どうなっていますか。

(安蒜課長)

ここは、JAとうかつ中央管内です。同じ農協管内では、鎌ヶ谷市、松戸市は、昭和からやっています。

国、県の融資対象は、新規購入で、修理は対象外のため、その部分を補うために始めました。

(西村副会長)

融資の審査は、どこでやるのですか。

(安蒜課長)

農協で審査します。

(山口会長)

以上でヒアリングを終了します。

ありがとうございました。

【農業振興課 退室】

(山口会長)

これで全ヒアリングを終了しました。

各自、評価表を11月25日までに事務局に提出してください。次回は、その評価表をもとに評価、コメントの協議を行いたいと思います。

以上で、第3回補助金等審議会を終了します。

ありがとうございました。

閉 議 11時38分

流山市補助金等審議会

会長 山口 今朝勝